

福岡県公報

平成23年9月12日
第3304号

目次

告示(第1514号-第1516号)

- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可の申請の概要 (環境保全課) 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (森林保全課) 3

告示

福岡県告示第1514号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成23年9月12日から同年10月2日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町民生部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成23年9月12日

福岡県知事 小川 洋

- 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
住所 福岡県宮若市上有木1番地
名称 トヨタ自動車九州株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 須藤 誠一
- 事業場の所在地及び名称
所在地 京都郡苅田町鳥越町9番2

名称 トヨタ自動車九州株式会社苅田工場

3 設置しようとする特定施設に関する事項

種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の65に掲げる施設(酸又はアルカリによる表面施設)		
能力	0.5分/個 2基		
工事着手予定年月日	平成23年11月1日		
工事完成予定年月日	平成23年12月10日		
使用開始予定年月日	平成24年1月6日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6~24時 18時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の 使用時にお いて当該特 定施設から 排出される 汚水等の汚 染状態の通 常の値及び 最大の値	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	-	9~10
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	-	2,500
	化学的酸素要求量(mg/l)	-	3,000
	浮遊物質量(mg/l)	-	500
	窒素含有量(mg/l)	-	50
	りん含有量(mg/l)	-	30
汚水量(m ³ /日)	0	0.15	

種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の65に掲げる施設(酸又はアルカリによる表面施設)	
能力	0.25分/個	
工事着手予定年月日	平成23年11月1日	
工事完成予定年月日	平成23年12月10日	
使用開始予定年月日	平成24年1月6日	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6~24時 18時間	
使用時間の季節的変動の概要	なし	

特定施設の 使用時に おいて当該 特定施設 から排出 される汚 水等の汚 染状態の 通常値及 び最大の 値	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	-	9~10
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	-	2,500
	化学的酸素要求量 (mg/l)	-	3,000
	浮遊物質 (mg/l)	-	500
	窒素含有量 (mg/l)	-	50
	りん含有量 (mg/l)	-	30
	汚水量 (m ³ /日)	0	0.4

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種	類	総合排水処理場			
型	式	生物処理を主とした複合処理方式			
構	造	コンクリート構造及び鋼板構造			
主	要	3.5m×20m、25m×10m			
能	力	900m ³ /日			
処	理	生物処理を主とした複合処理方式			
工	事	既設			
工	事	既設			
使	用	既設			
使	用	0~24時 24時間			
使	用	なし			
汚水等の 処理施設 の使用に おける 当該汚 水等の 処理施 設によ る処理 前及び 処理後 の汚水 等の汚 染状態 の通常 値及び 最大の 値	項目	処 理 前		処 理 後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	6~10		6~8	
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	26	70	8	10
	化学的酸素要求量 (mg/l)	25	85	12	15
	浮遊物質 (mg/l)	53	65	16	20
	窒素含有量 (mg/l)	14	25	12	15
りん含有量 (mg/l)	5	7	0.8	1	

ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	11	25	2	2
大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	10	100
汚水量 (m ³ /日)	480	600	480	600

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

当該排水口 における汚 染状態の 通常値及 び最大の 値	項目	事業場から排出される排出水の排水口			
		変 更 前		変 更 後	
		通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度		6~8		6~8	
生物化学的酸素要求量 (mg/l)		8	10	8	10
化学的酸素要求量 (mg/l)		12	15	12	15
浮遊物質 (mg/l)		16	20	16	20
窒素含有量 (mg/l)		12	15	12	15
りん含有量 (mg/l)		0.8	1	0.8	1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)		2	2	2	2
大腸菌群数 (個/cm ³)		10	100	10	100
排出水量 (m ³ /日)		480	600	480	600

福岡県告示第1515号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年9月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
春日市下白水南1丁目95番から98番まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅前2丁目12番10号
西部日本エンタープライズ株式会社

代表取締役 手島 友一郎

福岡県告示第1516号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年9月12日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年12月17日農林水産省告示第2065号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）